

令和7年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年12月5日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第24号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の
議決について
- 日程第 3 議案第25号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
の議決について
- 日程第 4 議案第26号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決
について
- 日程第 5 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 6 議会改革特別委員会調査報告
- 日程第 7 発委第 1号 那珂川町議会基本条例の一部改正について
(議会運営委員長提出)
- 日程第 8 発委第 2号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
(議会運営委員長提出)
- 日程第 9 発委第 3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部改正について (議会運営委員長提出)
- 日程第10 発委第 4号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について
(議会運営委員長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 神場圭司

2番 矢後紀夫

3番 高野泉

4番 福田浩二

5番 大金 清
8番 小川 正典
11番 川上 要一

6番 川俣 義雅
10番 大金 市美
13番 益子 明美

欠席議員（1名）

12番 小川 洋一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	益子 純恵	副町長	小松 重隆
教育長	吉成 伸也	総務課長	加藤 博行
企画財政課長	谷田 克彦	税務課長	田角 章
住民課長	金子 洋子	生活環境課長	久保寺 康之
健康福祉課長	益子 利枝	子育て支援課長	加藤 啓子
建設課長	田邊 康行	産業振興課長	杉本 篤
農業委員会 事務局長	星 善浩	会計管理者 兼会計課長	星 学
学校教育課長	熊田 則昭	生涯学習課長	斎藤 昌代
上下水道課長	高野 曜路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横山 和則	書記	仲野谷 智子
書記	小森 亮利		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は10名であります。

欠席届が12番、小川洋一議員から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎議案第23号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第1、議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第2、議案第24号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第3、議案第25号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第4、議案第26号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、以上4議案を一括議題といたします。

本件のうち、議案第23号については、予算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 小川正典登壇〕

○予算審査特別委員長（小川正典） 予算審査特別委員会の審査結果について、報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました、議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計補正予

算（第5号）の議決について、令和7年12月2日に関係課長などの説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査結果については、全員賛成により本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては会計名をお示してください。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決につ

いては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（益子明美） 日程第5、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、それに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長の益子純恵氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました益子純恵氏を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました益子純恵氏が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定しました。

ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました益子純恵氏が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

受諾されたものと認めます。

◎議会改革特別委員会調査報告

○議長（益子明美） 日程第6、議会改革特別委員会調査報告を議題とします。

議会改革特別委員会の調査報告書が提出されましたので、議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 大金市美登壇〕

○議会改革特別委員長（大金市美） 議会改革特別委員会における調査報告を申し上げます。

今期、議会改革特別委員会につきましては、令和4年12月定例会において設置され、議員全員を委員とし、調査検討してまいりました。

このたび、特別委員会における調査検討が完了し、報告書をまとめましたので報告いたします。

報告書の詳細につきましては、配付いたしました報告書のとおりであります。主な成果について申し上げます。

まず、今期、特別委員会における調査事項は、報告書2ページにありますとおり、議会基本条例の検証のほか、議会BCPの策定、議員定数及び議員報酬の見直しなどが主なもので、全7項目について調査検討を行いました。

これら7項目の調査検討のため、3ページから7ページにありますとおり、3年間で本委員会を23回、各小委員会26回開催してまいりました。

次に、調査検討の成果であります。7ページからになります。

まず、議会基本条例の検証になりますが、議会基本条例の検証につきましては、条文ごと

に検証し、達成の状況の評価しました。評価は、おおむね達成できているという結果になっておりますが、議会基本条例は、町民と議会をつなぐ重要な枠組みであるため、今後も検証していくこととしました。

次に、8ページの議会業務継続計画BCPの策定についてであります。議会BCPは、風水害や地震、感染症の拡大など、緊急事態が発生した際も議決機関として会議の迅速な意思決定と議会機能の維持を図るため、組織体制や役割、行動指針などを定めることを目的に、既存の議会災害対応マニュアルを取り込む形で策定いたしました。

次に、9ページの議会会期の在り方及びICTの活用については、引き続き調査研究が必要であるため、今後も検討することとしました。

次に、議員定数の見直しについてであります。委員会における調査検討のほか、参考人招致、公聴会、町民説明会により幅広く町民から意見を聞いた上で検討結果を協議いたしました。

町民からのご意見には、定数を削減することにより町民の声が町政に届きにくくなることや、議会機能の低下が懸念される等の意見があった一方で、人口が減少していく中、定数削減はやむを得ないとの意見もありました。

結果として、議員定数を削減しても、議会の定数を損なうことなく町民の負託に応えられるよう、議員一人一人の資質・能力の向上に努めることとし、現在の13人から2人減の11人といたしました。

次に、10ページの議員報酬の見直しについてであります。当町の議員報酬は、合併後約20年間見直しが行われていないことや、県内町議会で報酬額が最低額であること、近年の物価高騰などを理由に増額の検討をしております。適正な報酬額の算定においては、全国町村議長会で提言している原価方式より27万6,000円を算出いたしました。また、議員定数の見直しと同様、町民から幅広く意見を聞いたところ、報酬額の算出根拠や議員活動の不透明化などにより反対の意見もありましたが、現行の報酬額が低額であるため、増額すべきとの意見も多くありました。

検討結果としては、町の厳しい財政状況を考慮した上で、近年の物価高騰や社会情勢の変化への対応のほか、議会活動の多様化、成り手不足の解消を理由に、現行の22万円から5万円増の27万円にすることとしました。

次に、11ページの政務活動費の導入であります。当町議会の活動量は増えている傾向にあります。町への財政負担を考慮するとともに、議員報酬の範囲内で効率的な活動が行え

るよう各議員において努力すべきとし、現段階で政務活動費の導入は行わないこととしました。

最後に、12ページの「終わりに」として、当町の議会改革は、平成19年の第1期以降、様々な視点から見直しを行っておりますが、今後も、より質の高い議会運営を目指していくとともに、住民の負託に応え、議会の役割を十分に果たすため継続的な取組が必要であるとまとまりました。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告といたします。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で、議会改革特別委員会調査報告を終わります。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第7、発委第1号 那珂川町議会基本条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま上程されました、発委第1号 那珂川町議会基本条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

先ほど、調査報告のあった議会改革特別委員会において、各条文に規定されている内容の評価・検証を行った結果、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、公布日からであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 議員定数を13名から11名に2名減らすことに反対です。

○議長（益子明美） 川俣議員に申し上げます。

ただいまは発委第1号についてですが、よろしいですか。基本条例の件ですが、訂正でよろしいですね。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会基本条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、発委第2号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま上程されました、発委第2号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

議会改革特別委員会において議員の定数について検討、協議した結果、今後も見込まれる人口減少や少子化に加え、議員の成り手不足、町の財政状況などを考慮し、議員の定数を減

ずるものであります。

改正の内容ですが、議員の定数を現行の13名から11名に改めるものです。

施行期日は、公布日からありますが、改正後初めてその期日が示される一般選挙から適用するものあります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 先ほどは大変失礼いたしました。

議員定数を13名から11名に、2名減らすことに反対です。

そもそも議員とは、どういう存在なのでしょうか。

日本国憲法の前文ですけれども、その最初に「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と書かれています。国を町に置き換えると、那珂川町民は、正しい選挙によって選ばれた町議員を通じて行動し、となると思います。もちろん、町などでは要望などを直接役場や町長に伝えることはできますが、選ばれた議員を通じて町に要望することなども、かなりあると思います。

議員は、町民の中にある気持ちや意思を町政に反映させ、あるいは町政を監視する大事な役割を担っています。

しかし、その大事なことが現在の議員13名体制で十分にできているとは、私には思われません。むしろ、町民の皆さんの様々な要求などを実現するには、13名では足りないときえ思います。議員を減らすということは、町民の皆さんの要求が通りにくくなる、あるいは町政を見えにくくすることが予想されます。それは、役場職員の数を減らすことと似ていて、町民サービスが低下することにつながっていくのではないかと思われま。現在、国会では自

分たちの身を切る改革と称して、衆議院議員を45人減らす案が出されようとしています、切られてしまうのは、国民の要望・民意です。

議員定数を11名にすると、那珂川町よりも人口の少ない茂木町、市貝町、塩谷町よりも少なく、県下11町で最も少ない議員数になります。町の人口減少を見込んで減らすという意見もありますが、それは、町を挙げて人口減少を何とか食い止めようとしている努力と矛盾していると私は思います。

議会改革特別委員会では、まず、議員報酬の引上げが論議になり、議員13名のまま5万円アップを町民に認めてもらうのは困難だから、議員数を減らそうという意見が出されました。つまり、この論議は、議員定数2名減は、報酬の5万円アップの引換えとして出されたという側面があります。議員定数と報酬額を同時に考えたことで、本末転倒の議論になってしまったと私は思います。

議員選挙で立候補者が定数以下になってしまうおそれがあるとの意見がありますが、それは、初めから定数を減らす根拠にはなりません。少なくとも那珂川町で定数に満たない立候補者数になったことはありません。

今回の議員定数削減案に積極的理由や理論的根拠を見いだすことはできません。一般質問のときにも触れましたが、日本は、世界の中で公務員が異常に少なく、国会議員も地方議員も圧倒的に少なく、住民にとって議会が遠い存在になっています。

最初に述べましたように、町民の皆さんの要望を取り上げて町政を前に進める、あるいは町政が間違っていたり、ゆがんでいたりするのではないかと監視すべきである議員を減らすのではなく、那珂川町の議員13名体制を維持すべきであると思います。

よって、議員定数を2名減じることに反対します。

○議長（益子明美） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 那珂川町議会の議員の定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

議員発委にもかかわらず、委員が反対されるというのは非常に残念だというふうに思っているところであります。国も、先ほど話がありましたけれども、衆議院を1割減らすというような方向で今、検討されております。

現在、議員定数は13人ですが、11人に2名削減する条例改正は、先ほど議会運営委員長からもありましたけれども、3年前の4月12日に議会改革特別委員会が設置され、第1、第

2の小委員会に分け、第2小委員会が議員定数見直し、議員報酬見直し、政務活動費の導入可否を十数回にわたり検討し、県内の町議会にも出かけ、意見交換も実施してまいりました。

議会改革特別委員会での検討結果も先ほど委員長から説明があったように、現議員定数を削減しても、議会機能を損なうようなことはなく、町民の負託に応えられるよう議員一人一人の資質向上・能力向上に努めることとし、議員定数13名から2名減の11人と決定しました。参考人招致、公聴会や住民説明会においても定数減2名は、先ほど、委員長から説明があったとおり、いろんな意見が出ましたが、人口が減少していく中、やむなしとの意見も含めて、おおむね賛成との意見でございました。

過去を振り返りますと、6年前、13人いた議員の1人が死去され、それから4か月後、さらに1人が辞任し、11人体制で2年間、議会運営をした実績がございます。また、前回の議員選挙においては、成り手不足で立候補予定者が少なく、定員割れとなる可能性があり、個別に出馬を依頼した経緯があったと聞いております。また、過去には無投票がなかったと、こういう話ございましたけれども、私の経験では、一度無投票があった事実がございます。

今後は、議員に対し苦情や批判がないように規律正しい行動をするとともに、自己研さんし、議員活動として町民との対話を積極的かつ精力的に行えば、町民に信頼され、議員定数11人で十分活動できると信じ、賛成討論といたします。

○議長（益子明美） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、発委第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま上程されました、発委第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

議会改革特別委員会において、議員報酬の見直しについて検討、協議した結果、近年の物価高騰や社会情勢の変化への対応のほか、議会活動の多様化、成り手不足の解消のため、議員報酬を増額するものであります。

改正の内容であります。議長の報酬額を現行の月額32万円から37万円、副議長の報酬額を現行の月額25万円から30万円、議員の報酬額を現行の月額22万円から27万円とするものであります。

施行期日は、令和8年5月1日であります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 那珂川町町議員等の報酬を月額5万円引き上げることに反対します。

議員報酬は、合併以来20年間一度も引き上げてこなかったこと、栃木県内の11町議会の中で一番低いのは事実です。

しかし、町長はじめ三役と、そして最も考えなくてはならない役場職員の給与も県内の11町の中で、ほぼ最低ランクです。

前町長が6月に給与等審議会に答申し、今回、町長が月額4万円、副町長が3万2,000円、

教育長が2万9,000円の引上げになりましたが、それでもなお町長の給与でいえば、11町の上から7番目、平均を下回っています。

今回、議会議長、副議長、議員の報酬をそれぞれ5万円引き上げると、11町の上から3番目で、平均を上回るようになります。

5万円アップの根拠にしたのは、議会活動に加えて議員活動をどれだけやってきたかを一人一人が自己申告し、その平均活動量が町長の約38%に当たるので、町長の給料72万円掛ける0.38は27万6,000円とはじいたわけですが、議員活動としてカウントするのが妥当かどうかの判断は、議員一人一人の判断に任せる中での計算で、本当に客観的に正しいと言えるかどうかを十分に吟味していない数字を根拠にしたものです。

議員の成り手不足を解消することも報酬引上げの理由にされましたが、そうなるかもしれないという理由で、5万円引き上げて、成り手不足が解消する保証はありません。

そして、何より比較して考えなくてはならないと思うのは、職員の給与です。職員の給与は大きく上がっていないどころか、一般質問に対する答弁でも報告されましたが、町職員50歳の平均給与で比べた場合、去年は20年前の合併時より月額で7,300円下がっているという事実です。もちろん、日本の労働者の給料も、この30年ほどほとんど上がっていません。その中での報酬引上げは、非常に慎重に考えなくてはならないと私は思います。

今回の議員報酬の月額5万円もの引上げには、反対せざるを得ません。

○議長（益子明美） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

4番、福田浩二議員。

○4番（福田浩二） 那珂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての賛成の討論をいたします。

1つ目は、当町は、合併から20周年を迎えますが、平成17年の合併時より一度も議員報酬の見直しを行っていないこと。

2点目は、現在に至っても、物価高騰などにより社会情勢が変化しているほか、議員の活動量が増えているため、現在の報酬額が適当であるとは言い難いこと。

3点目は、県内における当町の議員報酬は、町議会の中で最下位である。議員報酬の低さは、全国町村議会会長会においても、成り手不足の一因として取り上げられています。当町議会議員の成り手不足解消のためにも、報酬の増額は必要であること。

4点目は、原価方式による報酬額の算定において、平均値とした27万6,000円の算出に当たっては、活動量が多い上位の議員だけが平均値を引き上げたのではなく、約半数の6名の

議員が平均値を超えているという結果が得られたこと。

以上の4点から、現行の22万円から27万円の報酬見直しを賛成するものとし、これをもって賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、発意第4号 那珂川町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま上程されました発委第4号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

先ほど議決をいただきました那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、常任委員会の委員の定数について改正するものであります。

改正の内容は、総務産業常任委員会の委員定数の現行の7名から6名に、教育民生常任委員会の委員定数を現行の6名から5名とするものであります。

施行期日は、公布の日からであります。改正後初めて行われる一般選挙から適用するものであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第4号 那珂川町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和7年第6回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時41分